

問題 1

□□□

94 条 2 項の要件、すなわち、「無効は」「對抗することができない」
(94 条 2 項) とするための要件は何か、答案上の検討順に、即答
せよ

問題 2

□□□

94 条 2 項の趣旨は何か、即答せよ

問題 3

□□□

上記要件のうち、「第三者」(94 条 2 項) の意義 (解釈) は何か、
即答せよ

問題 4

□□□

94 条 2 項の類推適用の可否・要件 (解釈) は何か、答案上の検
討順に、即答せよ

解答 1 「前項の規定による意思表示」(94条2項) ⇒ 「第三者」(同項) ⇒ 「善意」(同項)

「前項の規定による意思表示」: 「意思表示」(94条1項) ⇒ 「虚偽」(同項) ⇒ 「相手方と通じて」(同項)

無過失、登記: 不要

【関連】「善意」、「虚偽」の意義(解釈)、無過失の要否(解釈)、登記の要否(解釈)

解答 2 94条2項の趣旨は、虚偽の外観作出に帰責性ある者に外観通りの責任を負わせることによって、これを信じて取引をした者の保護を図ること(権利外観法理)にある

解答 3 当事者及び包括承継人以外の者で、虚偽表示による法律行為の存在を前提に、新たに、独立の法的利害関係を有するに至った者

【論述例】

～は、「第三者」に当たるか。

94条2項の趣旨は、虚偽の外観作出に帰責性ある者に外観通りの責任を負わせることによって、これを信じて取引をした者の保護を図ること(権利外観法理)にある。したがって、「第三者」とは、当事者及び包括承継人以外の者で、虚偽表示による法律行為の存在を前提に、新たに、独立の法的利害関係を有するに至った者をいうと解する。

本件では、～。

したがって、～は、「第三者」に当たる。

解答 4 虚偽の外観の存在 ⇒ 権利者の帰責性 ⇒ 外観に対する信頼

【論述例】

「意思表示」、「虚偽」、「相手方と通じて」のそれぞれに当たる事実がない。したがって、94条2項の直接適用は認められない。そこで、同項の類推適用が認められるか。

94条2項の趣旨は、虚偽の外観作出に帰責性ある者に外観通りの責任を負わせることによって、これを信じて取引をした者の保護を図ること(権利外観法理)にある。したがって、虚偽の外観の存在、権利者の帰責性、外観に対する信頼が認められる場合、94条2項の類推適用が認められると解する。

本件では、～。

したがって、本件でも94条2項の類推適用が認められる。

【関連】意思外形対応型、非対応型の場合の類推適用の可否・要件(解釈)

問題 5

□□□

95 条 1 項 2 号を前提とする錯誤取消しの要件、すなわち、「表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」(95 条 1 項 2 号) の場合を前提に、「意思表示は」「取り消すことができる」(同項柱書) とするための要件は何か、答案上の検討順に、即答せよ

問題 6

□□□

上記要件のうち、「表示」(95 条 2 項) の意義(解釈)は何か、即答せよ

問題 7

□□□

有権代理の要件、すなわち、「意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる」(99 条 1 項) とするための要件は何か、答案上の検討順に、即答せよ

問題 8

□□□

110 条を前提とする表見代理の要件、すなわち、「前条第 1 項本文の規定」すなわち「第三者との間でした行為について、その責任を負う」(109 条 1 項) ことを「準用する」とするための要件は何か、答案上の検討順に、即答せよ

問題 9

□□□

上記要件のうち、「正当な理由がある」(110 条) の意義(解釈)は何か、即答せよ

解答 5

「意思表示」(95条1項柱書) ➡ 「表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」(同項2号) ➡ 「表示」(同条2項) ➡ 「重要」(同条1項柱書) ➡ 「重大な過失によ」らない(同条3項柱書)、「重大な過失によるものであった場合」(同条3項柱書) ➡ 「知り、又は重大な過失によって知らなかった」(同項1号)、「同一の錯誤に陥っていた」(同項2号)

【関連】95条1項1号を前提とする錯誤取消しの要件

解答 6

法律行為の基礎とした事情に関する表意者の認識が相手方に示され、相手方に了解されて法律行為の内容となっていたこと

【論述例】

「表示」とは、法律行為の基礎とした事情に関する表意者の認識が相手方に示され、相手方に了解されて法律行為の内容となっていたことをいう。

本件では、～。

したがって、「表示」に当たる。

解答 7

「意思表示」(99条1項) ➡ 「代理人」(代理権の存在)(同項) ➡ 「権限内」(同項) ➡ 「本人のためにすることを示して」(顕名)(同項)

【関連】有権代理の要件事実

解答 8

「意思表示」(99条1項) ➡ 「代理人」(基本代理権の存在)(110条) ➡ 「権限外の行為」(同条) ➡ 「本人のためにすることを示してした」(99条1項) ➡ 「信」じた(110条) ➡ 「正当な理由がある」(同条)

【関連】110条を前提とする表見代理の要件事実

解答 9

代理権の存在を信じたことについて過失がないこと

【論述例】

「正当な理由がある」とは、代理権の存在を信じたことについて過失がないことをいう。

本件では、～

したがって、～は、「正当な理由がある」に当たる。